

平成 29 年度 介護支援専門員実務研修 見学実習 Q & A

(平成 28 年度に受けた質問を基に作成)

Q1. 実習生の受け入れ人数について、予め報せがありますか。

A. 予めお知らせします。

試験合格者に、見学実習事業所リストを実務研修要項と同封して郵送し、希望事業所を第 1 ～ 第 5 希望まで提出いただきます。

実施団体事務局で、受講生の希望と事業所のマッチングを行います。

その後（見学実習開始前）に、事業所宛てに受講生の氏名等が記載された「実習受入依頼書」を郵送しますので、この時点で、貴所で実習するかたの人数が確認できます。

基本的には 1 ～ 3 名程度の振り分けを行う予定です。

※ 地域によって合格者数にバラつきがあったり、希望が集中する場合に 5 名以上の受入を依頼することもあります。その場合は「実習受入依頼書」を郵送する前に、ご相談させていただきます。

Q2. 受講生と事業所のマッチングを研修実施団体が行うことに、なにか意図がありますか。

A. 実習がスムーズに開始できるようにするためです。

マッチングは、無作為、機械的に行います。

受講生の希望を第 5 までお聞きし、事務局で調整します。

希望が偏った場合の受入事業所の負担を軽減し、実習開始までに事業所が決まらないトラブルを防ぎ、スムーズに実習開始できるようにします。

Q3. 実習の流れを具体的に示してください。

A. 実習の流れは以下の通りです。

3 日間全体の流れは「見学実習の目標設定→《ケアマネジメントプロセスごとに同行見学》→実習全体の評価→後期研修の目標設定」となります。

そして、《ケアマネジメントプロセスごとに同行見学》は「その場面の実習協力者のガイダンス→その場面における実習目標の設定→実習同行→留意点など補足説明→その場面の振り返り・確認項目チェック→指導者コメント・サイン」を 6 つの場面毎に行います。

○初日 実習誓約書の受け渡し・自事業所の規則説明

○最終日 実習全体の振り返り・報告書の確認

これら以外の、例えば朝礼出席などは、各事業所の実情を鑑みて、柔軟にご対応ください。休憩時間の確保等も、指導者の指示で行う旨、実習生に事前説明します。

Q4. 実習生の服装について、指示はありますか。

A. ありません。

受講生には、必要に応じて、実習日程の相談連絡時に事業所に確認するよう伝えていきます（事業所内での上靴の要否も）。

特段の指示がない場合は、清潔で、堅苦し過ぎず、動きやすい服装にし、現職場のユニフォームは控えるように指導しています（業務外の訪問のため）。

Q5. 概ね3日間の考え方について。

A. 時間数の定めはありません。

自事業所の定める就業時間を基本として、合計時間が概ね3日間程度を目安で設定ください。
半日×6回でも、1日×3回でも差し支えありません。

各プロセスと指導内容を網羅していただくことが重要で、日数・時間数の定めはありません。

Q6. 同行見学が、インテークから開始できません。どうしたら良いでしょうか。

A. 順不同で構いません。

3日間で網羅していただければ、6つの場面のどこから開始していただいても結構です。

Q7. インテークやサービス担当者会議の同行見学が叶わない場合はどうしたら良いですか。

A. 口頭説明をします。

見学できない場合は、説明のみで結構です。

その際にロールプレイ（模擬実演）を活用するなど、実習生が実践場面の追体験ができるようご指導願います。

なお、（再）アセスメント・モニタリング・サービス担当者会議につきましては、可能な限り見学実習ができますよう、ご尽力の程お願いします。

Q8. サービス担当者会議やモニタリング訪問が、利用者都合で急遽日程変更になった場合、実習日を変更して良いですか。

A. 条件が調べば変更は可能です。

受入事業所・実習協力者（利用者）・サービス事業所・実習生の調整が叶うならば、日程変更は差し支えありません。

調整が困難な場合は、事業所内での口頭説明のみになることも致し方ありません。

Q9. 同行見学は、一人の利用者に対して一連のプロセスに沿った流れを見ていただくのでしょうか。

A. いいえ、多くの利用者宅に同行訪問が望ましいと考えます。

見学実習が実務研修に取り入れられた背景には、「実務に就く前にできるだけ多くの要介護高齢者の生活を知る」ことが重視されています。

全プロセスで異なった利用者にご協力を得るのは困難かもしれませんが、複数のケースをご紹介いただくと実り多い実習になると考えます。

Q10. 月初に実習日が設定できない場合、給付管理を見てもらうことができません。

A. 口頭説明をお願いします。

給付管理の場面では、その流れを理解できるようにすることが重要ですので、サービス提供の前月・当月・次月の書類確認、国保連の突合は何を意味するか、暫定プランや限度額管理などについてご説明をお願いします。

実績報告と給付管理書類作成の実際が見学できれば、それに越したことはありませんが、上記内容の説明指導は必須となります。

Q11. 実習報告書②の指導のポイントのチェック欄は、実習生にどのように確認してもらおうのでしょうか。

A. 以下の例示を参照ください。

インテーク場面の目的・確認事項

チェックポイント		見学	説明
① 介護保険制度、介護支援専門員の役割、秘密保持、個人情報の取り扱いについての指導	<ul style="list-style-type: none"> ● インテーク時、利用者や家族の状況に ● インテーク時、利用者や家族の状況に ● インテーク時、利用者や家族の状況に 		○
② 契約書や重	<ul style="list-style-type: none"> ● 自費 ● 契約 ● 利用 ● 利用 	○	○
③ 初回面接	<ul style="list-style-type: none"> ● 初回 ● 信頼 	○	○
④ 契約までの一連	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業所との契約にいたった場合、保険者に「居宅サービス計画作成依頼届出書」を提出し、被保険者証への記載が必要。 	○	

見学した場合…見学欄に「○」
説明を行った場合…説明欄に「○」
見学・説明を行った場合…両方欄に「○」

各確認事項について、見学か説明のどちらかに○が付いていれば結構です。
「・」は各確認事項の要点です。ご指導時に参照ください。「○」毎の「○」は不要です。

Q12. 主任介護支援専門員以外が指導・同行見学した場合の指導者コメント欄はどうしたら良いですか。

A. 基本的には主任介護支援専門員の方がご記入ください。

コメント欄は、各プロセスに於ける目標や学習課題に対し受講生が振り返りを行った内容について記載するものですので、基本的には主任の方をお願いしたいと考えます。

ただし、協力利用者特有の状況や、見学現場での様子が分からないとコメントが難しい場合には、同行を行った介護支援専門員が記載することも差し支えありません。その場合にも、指導内容が適切であるかを主任介護支援専門員が確認し、サインをお願いします。

Q13. 見学実習した利用者を、ケアプラン作成演習の協力者として紹介しても良いでしょうか。

A. 構いません。

実習協力者の負担感にご配慮を頂くとともに、見学実習のみをもってケアプラン作成のためのアセスメントに代えることがないように、見学とは別に面談に行くようお伝えください。

Q14. ケアプラン作成演習と見学実習は、一体的に実施できますか。

A. できません。

ケアプラン作成演習実習は実習生が各自で行うものであり、基本的には協力者も各自で見つけてもらうように伝えています。実習協力者の紹介は、必要な場合に限りご協力ください。

事業所は見学実習のみ指導を行います。

ケアプラン作成演習内容について、相談はお受けいただかないようお願いします。

Q15. 今後、実習が開始されてから困りごとや質問がある場合はどうしたら良いでしょうか。

A. 以下へご連絡ください。

県協会（実施団体事務局）への電話・FAX・メールでお問い合わせをお願いいたします。

（一社）山口県介護支援専門員協会 事務局 田中・岡村

〒753-0072 山口県山口市大手町9-6

TEL (083) 976-4468 FAX (083) 976-4469

E-mail kaisenkyo@y-cma.jp

協議が必要な内容であれば回答にお時間を頂くこともありますが、ご了承願います。

Q16. 他県では、指導者要請研修を行っているようです。現状では指導者によって指導内容にばらつきが生じる懸念がありますが、実施団体としての考えはいかがでしょうか。

A. 現時点では、指導者要請研修の開催予定はありません。

主任介護支援専門員の資格を持っておられる、即ち指導者としての力量があると認められている方々に実習指導をご依頼しています。

主任介護支援専門員研修において、人材育成・対人援助者監督指導等の科目を修得しておられ、また指導内容はケアマネジメントプロセスという基本的内容となっていることから、日頃の実践をお伝えいただけたら充分と考えます。

その上でも、なお指導者養成研修開催のご要望が多いようであれば、県とも協議をしていきたいと考えます。

Q17. 原則主任ケアマネが担当とするが、事務所スペースの問題で同時に1名しか受入れられないがどうするべきか。

A.

Q18. 見学実習において、継続して実習を行うことが不適切と考えた場合どうするべきか。

A.

Q19. ケアプラン作成演習の対象者を紹介した場合、その先で何らかの問題を起こした場合の責任はどうか。

A.